

育児休業手当金・介護休業手当金の 給付上限相当額の変更について

雇用保険法第18条の規定に基づき、育児・介護休業手当金の給付上限相当額について、令和6年8月1日から下記のとおり変更となります。

育児休業手当金を受給している組合員の標準報酬月額が500,000円以上、介護休業手当金を受給している組合員の標準報酬月額が530,000円以上である場合には、それぞれ下記の金額が日額の給付上限額となります。

適用日 令和6年8月1日

給付割合及び給付上限相当額（日額）

	給付割合	給付上限相当額（日額）
育児休業手当金	67/100の場合	14,334円
	50/100の場合	10,697円
介護休業手当金	67/100	15,778円

<問い合わせ先>

保険課医療係

TEL：086-225-7813